【重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護)】

< 令和7年9月1日 現在 >

1 事業者の概要

法人名	株式会社ファーストナース
代表者氏名	橋本 真奈歩
法人所在地	東京都港区新橋二丁目 12 番 16 号
電話番号	03-5472-7665

2 当事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションあやめ宇都宮鶴田
所在地	栃木県宇都宮市鶴田町 3389-5 メゾン・ド・ベル滝の原 106 号
介護保険指定番号	指定訪問看護·指定介護予防訪問看護(0960190502)
電話番号	028-610-7210
管理者	山越 航
開設年月	令和1年8月1日

3 事業の目的及び運営の方針

目的	当事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に 応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
運営の方針	実施にあたり、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を 踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維 持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出 来るように支援するものである。 また、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な 連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
第三者評価 の有無	なし

4 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	宇都宮市、鹿沼市、日光市、壬生町、上三川町
営業日	月曜日から土曜日まで ただし、12月31日から1月3日までを除きます。
営業時間 サービス提供時間	9:00~17:00 9:00~17:00

5 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

【管理者】・・・・・1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する 法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

従業者の勤務体制

【訪問看護師】・・・・・常勤換算2.5以上 (うち1名は管理者と兼務)

かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。

6 サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談

7 サービス利用料及び利用者負担

1) サービス利用料

別紙参照

- 2) 利用者負担
- ① 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- ② 別表金額は、法定利用料に基づく金額です。
- ③ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)
- ④ 利用者負担金は、毎月28日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

8 キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 連絡先 訪問看護ステーションあやめ宇都宮鶴田 (TEL 028-610-7210)
- 2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前日午後5時までにご連絡ください。

連絡がなく、訪問看護師等がご自宅に伺った場合には、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料を免除することがあります。

キャンセル料金 2,000円

9 事業所のサービス提供方針

- 1) 指定訪問看護の実施にあたり、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、 生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を 推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援するものである。
- 2) 指定訪問看護を行う事業所は、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

損害保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

12 非常災害対策

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者:山越 航

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 秘密保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。

但し、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

15 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ○苦情受付窓口 (電話番号) 028-610-7210 (担当者) 山越 航 ※管理者不在のときは他の職員が受付けます。
- ○受付時間 毎週月~十曜日 9:00~17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

栃木県国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3-9				
介護福祉課苦情相談窓口	電話番号 028-643-2220				
上三川町役場 健康福祉課	所在地 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地				
工二川町仅場 健康悃恒床	電話番号 0285-56-9102				
壬生町役場 健康福祉課	所在地 栃木県都賀郡壬生町通町 12番 22号				
壬生町役場 健康福祉課	電話番号 0282-81-1806(代表)				
鹿沼市役所 高齢介護課	所在地 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1				
	電話番号 0289-63-2283				
宇都宮市役所 高齢福祉課	所在地 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5				
一十旬呂川牧川 一	電話番号 028-632-2903				
口业古犯武 古松石九钿	所在地 栃木県日光市今市本町1番地				
日光市役所 高齢福祉課	電話番号 0288-21-5100				

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所 在 地 東京都港区新橋二丁目 12 番 16 号 法 人 名 株式会社ファーストナース 代表者名 橋本 真奈歩

説明者 事業所名 訪問看護ステーションあやめ宇都宮鶴田

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意し、本書の交付を受けました。

 本人
 住所

 氏名
 印

 (代理人) 住所
 氏名

 印
 印

【介護保険対象外サービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容		
その他オプション	ご相談に応じます。		
実施地域外の交通費	徴収致しません。		
キャンセル料	サービス利用日の前日午後5時まで無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 ※サービスの利用を中止する際には、速やかに連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。		

介護1割

【 介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	9割	1割負担	サービス提供時間
訪問看護 I -1	314	¥3,271	¥2,943	¥328	1回につき
20 分未満					
訪問看護 I -2	471	¥4,907	¥4,416	¥491	1回につき
30 分未満					
訪問看護 I -3	823	¥8,575	¥7,717	¥858	1回につき
30 分以上 1 時間未					
満					
訪問看護 I -4	1128	¥11,753	¥10,577	¥1,176	1回につき
1 時間以上 1 時間					
30 分未満					
複数名訪問看護加	254	¥2,646	¥2,381	¥265	1回につき複数名の看護師等が1
算 I (30 分未満)					人の利用者に訪問看護を行った
(30 分以上)	402	¥4,188	¥3,769	¥419	場合に算定。
複数名訪問看護加	201	¥2,094	¥1,884	¥210	1 回につき看護師等と看護補助
算Ⅱ(30 分未満)					者が同時に 1 人の利用者に訪問
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,972	¥331	看護を行った場合に算定。
長時間訪問看護加	300	¥3,126	¥2,813	¥313	特別管理加算対象の方で 1 時間
算					30 分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥3,282	¥365	退院した日に新規訪問看護を提
					供した場合
初回加算 (Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,813	¥313	退院した翌日以降に新規訪問看
					護を提供した場合
退院時共同指導加	600	¥6,252	¥5,626	¥626	主治医と連携して在宅生活にお
算					ける必要な指導を行い、その内容
					を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数imes 10.42 (6級地単価) \cdots A A - (Aimes90%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

介護2割

【 介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	8割	1割負担	サービス提供時間
訪問看護 I -1	314	¥3,271	¥2,616	¥655	1回につき
20 分未満					
訪問看護 I -2	471	¥4,907	¥3,925	¥982	1回につき
30 分未満					
訪問看護 I -3	823	¥8,575	¥6,860	¥1,715	1回につき
30 分以上 1 時間未					
満					
訪問看護 I -4	1128	¥11,753	¥9,402	¥2,351	1回につき
1時間以上1時間30					
分未満					
複数名訪問看護加算	254	¥2,646	¥2,116	¥530	1回につき複数名の看護師等が1人
I (30 分未満)					の利用者に訪問看護を行った場合
(30 分以上)	402	¥4,188	¥3,350	¥838	に算定。
複数名訪問看護加算	201	¥2,094	¥1,675	¥419	1回につき看護師等と看護補助者が
Ⅱ(30分未満)					同時に1人の利用者に訪問看護を行
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,642	¥661	った場合に算定。
長時間訪問看護加算	300	¥3,126	¥2,500	¥626	特別管理加算対象の方で 1 時間 30
					分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥2,917	¥730	退院した日に新規訪問看護を提供
					した場合
初回加算 (Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,500	¥626	退院した翌日以降に新規訪問看護
					を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥5,001	¥1,251	主治医と連携して在宅生活におけ
					る必要な指導を行い、その内容を文
					章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数imes 10.42 (6級地単価) \cdots A A - (Aimes80%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

介護3割

【 介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	7割	3割負担	サービス提供時間
訪問看護 I-1 20 分未満	314	¥3,271	¥2,289	¥982	1回につき
訪問看護 I-2 30 分未満	471	¥4,907	¥3,434	¥1,473	1回につき
訪問看護 I-3 30 分以上	823	¥8,575	¥6,002	¥2,573	1回につき
1 時間未満					
訪問看護 I-4 1 時間以	1128	¥11,753	¥8,227	¥3,526	1回につき
上1時間30分未満					
複数名訪問看護加算I	254	¥2,646	¥1,852	¥794	1回につき複数名の看護師等が1人
(30 分未満)					の利用者に訪問看護を行った場合
(30 分以上)	402	¥4,188	¥2,931	¥1,257	に算定。
複数名訪問看護加算Ⅱ	201	¥2,094	¥1,465	¥629	1回につき看護師等と看護補助者が
(30 分未満)					同時に1人の利用者に訪問看護を行
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,312	¥991	った場合に算定。
長時間訪問看護加算	300	¥3,126	¥2,188	¥938	特別管理加算対象の方で 1 時間 30
					分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥2,552	¥1,095	退院した日に新規訪問看護を提供
					した場合
初回加算(Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,188	¥938	退院した翌日以降に新規訪問看護
					を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥4,376	¥1,876	主治医と連携して在宅生活におけ
					る必要な指導を行い、その内容を文
					章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数× 10.42 (6級地単価)…A

A - (A×70%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

予防1割

【 介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	9 割	1割負担	サービス提供時間
訪問看護 I-1 20 分未満	303	¥3,157	¥2,841	¥316	1回につき
訪問看護 I-2 30 分未満	451	¥4,699	¥4,229	¥470	1回につき
訪問看護 I -3 30 分以上	794	¥8,273	¥7,445	¥828	1回につき
1 時間未満					
訪問看護 I-4 1 時間以	1090	¥11,357	¥10,221	¥1,136	1回につき
上1時間30分未満					
複数名訪問看護加算I	254	¥2,646	¥2,381	¥265	1回につき複数名の看護師等が1人
(30 分未満)					の利用者に訪問看護を行った場合
(30 分以上)	402	¥4,188	¥3,769	¥419	に算定。
複数名訪問看護加算Ⅱ	201	¥2,094	¥1,884	¥210	1回につき看護師等と看護補助者が
(30 分未満)					同時に1人の利用者に訪問看護を行
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,972	¥331	った場合に算定。
長時間訪問看護加算	300	¥3,126	¥2,813	¥313	特別管理加算対象の方で 1 時間 30
					分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥3,282	¥365	退院した日に新規訪問看護を提供
					した場合
初回加算(Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,813	¥313	退院した翌日以降に新規訪問看護
					を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥5,626	¥626	主治医と連携して在宅生活におけ
					る必要な指導を行い、その内容を文
					章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数× 10.42 (6級地単価)…A

A - (A×90%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

予防2割

【 介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	8割	2割負担	サービス提供時間
訪問看護 I-1 20 分未満	303	¥3,157	¥2,525	¥632	1回につき
訪問看護 I-2 30 分未満	451	¥4,699	¥3,759	¥940	1回につき
訪問看護 I-3 30 分以上	794	¥8,273	¥6,618	¥1,655	1回につき
1 時間未満					
訪問看護 I-4 1 時間以	1090	¥11,357	¥9,085	¥2,272	1回につき
上1時間30分未満					
複数名訪問看護加算I	254	¥2,646	¥2,116	¥530	1回につき複数名の看護師等が1人
(30 分未満)					の利用者に訪問看護を行った場合
(30 分以上)	402	¥4,188	¥3,350	¥838	に算定。
複数名訪問看護加算Ⅱ	201	¥2,094	¥1,675	¥419	1回につき看護師等と看護補助者が
(30 分未満)					同時に1人の利用者に訪問看護を行
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,642	¥661	った場合に算定。
長時間訪問看護加算	300	¥3,126	¥2,500	¥626	特別管理加算対象の方で 1 時間 30
					分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥2,917	¥730	退院した日に新規訪問看護を提供
					した場合
初回加算 (Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,500	¥626	退院した翌日以降に新規訪問看護
					を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥5,001	¥1,251	主治医と連携して在宅生活におけ
					る必要な指導を行い、その内容を文
					章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数× 10.42 (6級地単価)…A

A - (A×80%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

予防3割

【 介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表(非課税) 】

サービス内容	単位	料金	7割	3割負担	サービス提供時間
訪問看護 I-1 20 分未満	303	¥3,157	¥2,209	¥948	1回につき
訪問看護 I -2 30 分未満	451	¥4,699	¥3,289	¥1,410	1回につき
訪問看護 I -3 30 分以上	794	¥8,273	¥5,791	¥2,482	1回につき
1 時間未満					
訪問看護 I-4 1 時間以	1090	¥11,357	¥7,949	¥3,408	1回につき
上1時間30分未満					
複数名訪問看護加算I	254	¥2,646	¥1,852	¥794	1回につき複数名の看護師等が1人
(30 分未満)					の利用者に訪問看護を行った場合
(30 分以上)	402	¥4,188	¥2,931	¥1,257	に算定。
複数名訪問看護加算Ⅱ	201	¥2,094	¥1,465	¥629	1回につき看護師等と看護補助者が
(30 分未満)					同時に1人の利用者に訪問看護を行
(30 分以上)	317	¥3,303	¥2,312	¥991	った場合に算定。
長時間訪問看護加算	300	¥3,126	¥2,188	¥938	特別管理加算対象の方で 1 時間 30
					分以上の場合算定
初回加算(I)	350	¥3,647	¥2,552	¥1,095	退院した日に新規訪問看護を提供
					した場合
初回加算 (Ⅱ)	300	¥3,126	¥2,188	¥938	退院した翌日以降に新規訪問看護
					を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥4,376	¥1,876	主治医と連携して在宅生活におけ
					る必要な指導を行い、その内容を文
					章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》 6級地(単位数×10.42円)

介護保険によるサービス利用料 = 単位数× 10.42 (6級地単価)…A

A - (A×70%)=利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時~午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜